社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
が送付されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税（市民税・県民税）の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されます。

対象は、今年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料です。過去の年度分や追納された分も含まれます。

また、ご自身だけでなく、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料も支払っている場合、その分も合わせて控除が受けられます。



年末調整や確定申告をする際には、証明書の添付が必要になりますので、たいせつに保管してください。

送付予定

①1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付されたかた
→10月下旬から11月上旬にかけて順次

②年の途中から国民年金に加入した場合などで10月1日から12月31日までの間に初めて納付されたかた
→翌年2月上旬

電子データの控除証明書について

e-Taxでの確定申告などに利用できる電子データとして、控除証明書をマイナポータルで受け取ることができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。

日本年金機構への問合せ

ねんきん加入者ダイヤル　☎0570（003）004
※050から始まる電話でおかけになる場合は03（6630）2525

春日部年金事務所国民年金課
☎048（737）7112（自動音声②→②）

日本年金機構ホームページ▶

問合せ　保険年金課国民年金担当

生活のしづらさなどに関する調査を実施します

生活のしづらさなどに関する調査は、障がいのあるかたへの施策をより良くするための調査です。ランダムに選ばれた地域にお住まいの在宅の障がい児・者などが調査対象となります。

詳細はこちら

●対象地域：小久喜地区の一部、下大崎地区の一部
※対象地域のかたには、10月下旬ごろに実施のお知らせを配布しております。

調査の流れ

1 実施のお知らせの配布（済）
対象地域の皆さんにお知らせを配布しております。
10月下旬ごろ

2 調査書類の配布
埼玉県知事が任命した調査員が皆さんのお宅を訪問します。「世帯主の氏名」「世帯員数」「調査対象となるかたがいるかどうか」などをお尋ねし、対象者がいる場合、調査票を配布します。調査員は、「統計法」に準じ、秘密を守る義務があります。
11月1日㈰～11月24日㈫

3 回答期間
紙の調査票をご記入いただき、郵送でご提出ください。
※郵送提出が難しい場合は、調査員が回収に伺います。
～12月10日㈭（必着）

「かたり調査」に注意
調査員は、身分を明らかにする調査員証を身に着けています。調査員が金銭を要求したり、口座情報などをお尋ねしたりすることはありません。不審な電話や訪問がありましたら、その場で回答せずに市役所までお問い合わせください。

問合せ　福祉課障がい者福祉担当